

法律に基づく権限

参考資料6

高齢者虐待防止法には、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村又は都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています（第24条）。

《老人福祉法・介護保険法による権限規定》

◆文書の提出等

介護保険法	第23条	伊達市長	居宅サービス等を行う者に対する文書その他の物件の提出・提示、当該職員への質問・照会
	第24条	北海道知事	居宅サービス等を行ったもの又はこれを使用する者に対する、その行った居宅サービス等に関する報告、当該居宅サービス等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提示、当該職員への質問

◆報告徴取・立入検査等

老人福祉法	第18条	北海道知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長等に対する報告徴取・立入検査等
	第29条第7項	北海道知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴取・立入検査等
介護保険法	第76条	北海道知事 伊達市長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第78条の7	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第83条	北海道知事 伊達市長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第90条	北海道知事 伊達市長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第100条	北海道知事 伊達市長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴取・立入検査等
	第112条	北海道知事 伊達市長	指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴取・立入検査等
	第115条の7	北海道知事 伊達市長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第115条の17	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第115条の27	伊達市長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等

◆勧告・公表・改善命令

老人福祉法	第18条の2第1項	北海道知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令
	第29条第11項	北海道知事	有料老人ホーム設置者に対する改善命令
介護保険法	第76条の2	北海道知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第78条の9	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第83条の2	北海道知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第91条の2	北海道知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・改善命令
	第103条	北海道知事	介護老人保健施設の開設者等に対する勧告・公表・改善命令
	第113条の2	北海道知事	指定介護療養型医療施設の開設者等に対する勧告・公表・改善命令
	第115条の8	北海道知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第115条の18	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第115条の28	伊達市長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・改善命令

◆指定取消・指定の効力停止

老人福祉法	第18条の2第2項	北海道知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	北海道知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令・廃止命令・認可取消
介護保険法	第77条	北海道知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第78条の10	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第84条	北海道知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第92条	北海道知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第104条	北海道知事	介護老人保健施設の許可取消・指定の効力停止
	第114条	北海道知事	指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止
	第115条の9	北海道知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定効力停止

第115条の19	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定効力停止
第115条の29	伊達市長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止

《老人福祉法・介護保険法の規定による権限行使（施設・事業種別）》※簡略化

老人福祉法	第18条	北海道知事	老人居宅生活支援事業者	報告徴取・立入検査等
	第18条 第18条の2	北海道知事	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター	報告徴取・立入検査等 事業制限・停止命令
	第18条 第19条	北海道知事	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	報告徴取・立入検査等 事業廃止命令、認可取消
	第18条の2	北海道知事	老人居宅生活支援事業者（認知症 対応型老人共同生活援助事業者）	事業制限・停止命令
	第29条	北海道知事	有料老人ホーム設置者	報告徴取・立入検査等、改善命令
介護保険法	第76条	北海道知事 伊達市長	指定居宅サービス事業者	報告徴取・立入検査等
	第76条の2 第77条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第78条の7 // の9 // の10	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者	報告徴取・立入検査等 勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第83条	北海道知事 伊達市長	指定居宅介護支援事業者	報告徴取・立入検査等
	第83条の2 第84条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第90条	北海道知事 伊達市長	指定介護老人福祉施設	報告徴取・立入検査等
	第91条の2 第92条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第100条	北海道知事 伊達市長	指定介護老人保健施設	報告徴取・立入検査等
	第103条 第104条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 許可取消・許可の効力停止
	第112条	北海道知事 伊達市長	指定介護療養型医療施設	報告徴取・立入検査等
	第113条の2 第114条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第115条の7	北海道知事 伊達市長	指定介護予防サービス事業者	報告徴取・立入検査等
	第115条の8 // の9	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第115条の17 // の18 // の19	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス 事業者	報告徴取・立入検査等 勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第115条の27 // の28 // の29	伊達市長	指定介護予防支援事業者	報告徴取・立入検査等 勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止

参考：市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き（社団法人日本社会福祉士会）